

令和8年度

立川市公共施設自動販売機設置事業者応募申込
Q & A

立川市市長公室公共施設マネジメント課
公有財産活用係

Q1. 行政財産使用料の金額を教えてください。

⇒ 令和8年度の1㎡当たりの年間行政財産使用料【基本使用料】は、次の金額の見込みです。

施設	年額/1㎡（円）
①練成館	14,688
②多摩川緑地野球場	3,204
③一番町少年野球場	2,964
④砂川中央地区東野球場	4,020
⑤砂川中央地区北多目的運動広場	3,984

Q2. これまでの自動販売機の売上状況について教えてください。

⇒ 新設になりますので、過去の売上実績がありません。

Q3. 自動販売機設置場所を見学することは出来ますか？

⇒ 練成館は入り口階段を上がって左の場所で、屋根の下になります。その他は屋外です。
別紙「設置施設のご案内」を参考にして現地をご確認ください。

Q4. 応募申込みに必要な書類として、「市税等の未納がないことの証明書」とありますが、所在地が東京都以外の場合は何を用意すればいいですか。

⇒ 各市町村へ納付している法人市町村民税の納税証明書をご用意ください。

Q5. 法人の場合、入札には代表者が参加しなければいけないのでしょうか。

⇒ 申込者が法人の場合、その法人の社員による参加が可能です。
入札会場へのお入りいただけるのは、委任状（第5号様式）の担当者氏名に記載されている方1名とします。
入札日当日の受付時に社員証等を提示してください。

Q6. 販売する商品の価格設定はどのように考えていますか。

⇒ 価格設定についてはメーカー希望小売価格以下とし、設置事業者が設定してください。

Q7. 契約期間内に消費税及び原材料価格変動による価格改定は可能でしょうか？

⇒ 販売価格についてはメーカー希望小売価格以下であれば契約期間内に価格改定は可能と考えています。事前に公共施設マネジメント課公有財産活用係までご連絡ください。
その後、各自動販売機に案内文を貼付する等、一定期間の事前告知を行ってください。

Q8. 付加使用料は年4回納付とありますが、支払い月はそれぞれ何月ですか。

⇒ 付加使用料については毎月売上高に対し、入札で決定した料率を乗じた金額を翌月の15日までに公共施設マネジメント課公有財産活用係へ報告していただき、四半期分ごとに市が発行する納入通知書により納付するものとします。
支払い月は、7月（4,5,6月分）、10月（7,8,9月分）、1月（10,11,12月分）、4月（1,2,3月分）とします。

Q9. 要領4.（1）⑩、⑭にある、自動販売機の維持管理や故障・トラブル対応等について、当社の責任管理にて、当社指定の代理店に管理・運営委託をすることは可能でしょうか。

⇒ 設置事業者の責任管理の下であるなら、指定代理店への委託は可能と考えております。
その場合は、事前にお届出願います。

Q10. 乳製品を販売してもよろしいでしょうか。

⇒ 構いませんが、設置機種は缶・ペットボトル併用タイプ（温・冷併用型）となります。

Q11. 要領 4.（1）⑥で『大規模災害等においては市の要請に応じて自動販売機の商品を無償提供すること。』とありますが、具体的な機種を想定していますか。

⇒ 災害対応型機種であれば可といたします。自動販売機本体に災害対応であることの表示を行い、設置時に必ず使用方法を施設管理者にお伝えください。

Q12. 災害対応型自動販売機の鍵は誰が管理するのでしょうか。

⇒ 鍵を要するタイプの災害対応型自動販売機を設置する場合は、施設の管理者が鍵の管理を行うことになります。

Q13. 要領 5.（3）申込みに必要な書類『設置事業者に決定された際に行政財産使用許可申請を行う事業者名で応募申込みしてください。』とありますが、どのようなことでしょうか？

⇒ 設置事業者に決定した際に行政財産使用許可申請書を提出して頂き、立川市から使用許可を受けた上で自動販売機を設置することになります。そのため、

- ・応募申込書（第 1 号様式）
- ・誓約書（第 2 号様式）
- ・付加使用料率提案書（第 4 号様式）
- ・委任状（第 5 号様式）（該当の場合のみ）
- ・行政財産使用許可申請書（設置事業者に決定した際に提出）

応募申込者＝行政財産使用許可の申請者となりますので、上記書類が同一事業者名である必要があります。本社代表者名義で応募し設置事業者に決定した場合に、支店長名義で使用許可の申請をするということとはできません。

Q14. 対象施設の利用者は年間どのくらいですか。

⇒ 市で把握している令和 6 年度の利用者数は次の通りです。参考にしてください。

なお、年末年始は休業で、施設③は12月から翌年 3 月までは休業となります。

詳しくは立川市ホームページでご確認ください。

	施設	令和 6 年度年間利用者数
物件 1	①練成館	38,797 人
	②多摩川緑地野球場	42,750 人
	③一番町少年野球場	8,939 人
	④砂川中央地区東野球場	23,861 人
	⑤砂川中央地区北多目的運動広場	20,100 人